〇埼玉県総合リハビリテーションセンター診療材料等検討委員会要綱

(平成17年11月1日)

(趣旨)

- 第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター (以下「センター」という。) が使用する診療材料等の適正な取扱いを図るため、センターに診療材料等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 センターにおける新規診療材料等を購入決定するに当たっては委員会の承認を得なければならない。

(定義)

- **第2条** この要綱において「診療材料等」とは、次の各号に掲げるもの(備品及び薬事委員会等の対象となるものを除く。)をいう。
 - 一 薬事法第2条第4項に規定する医療機器
 - 二 健康保険法の規定による医療に要する費用の算定方法に基づく特定保険医療材料
 - 三 検査薬及び試薬
 - 四 診断、治療及び予防上必要とされるもので保険適用外のもの
 - 五 その他委員会が必要と認めたもの

(審議・検討事項)

- 第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を審議するものとする。
 - 一 診療材料等の採用、使用の中止及び運用に関すること。
 - 二 診療材料等の有効性、安全性及び経済性に関すること。
 - 三 診療材料 (サンプル) の有効性、安全性及び適否等に関すること。
 - 四 診療材料等の需給計画及び在庫診療材料の管理運用に関すること。
 - 五 その他、委員会が必要と認めたもの。

(構成)

- 第4条 委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。
 - 一 医療局長の職にある者。
 - ただし、上位の職にあるものが兼任している場合には、診療部長の職にある 者。
 - 二 医師(歯科医師を含む。)である職員のうち、病院長の指定する者 4名
 - 三 看護師である職員のうち、病院長の指定する者 2名
 - 四 薬剤師である職員のうち、病院長の指定する者 1名
 - 五 臨床検査技師である職員のうち、病院長の指定する者 1名
 - 六 診療放射線技師である職員のうち、病院長の指定する者 1名
 - 七 管理・業務部に所属する職員のうち、病院長の指定する者 3名以内
- 2 委員会に委員長を置き、前項一の者を充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、議事の運営にあたる。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 2 委員会は原則として年4回(6月、9月、12月、2月)開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員は、委員会に出席できない場合は、それぞれ第4条第1項各号に掲げる職員のうちから代理人を選任し、出席させることができる。この場合、当該代理人は、会議の決定に加わることができる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議の決定は、出席委員全員の賛成を要するものとする。
- 7 委員長は、会議の決定事項を病院長に報告するものとする。

(採用手続き等)

第6条 診療材料等に係わる採用、整理の基準及び採用申請手続については、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、管理・業務部管財・用度担当が行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、病院長が別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。